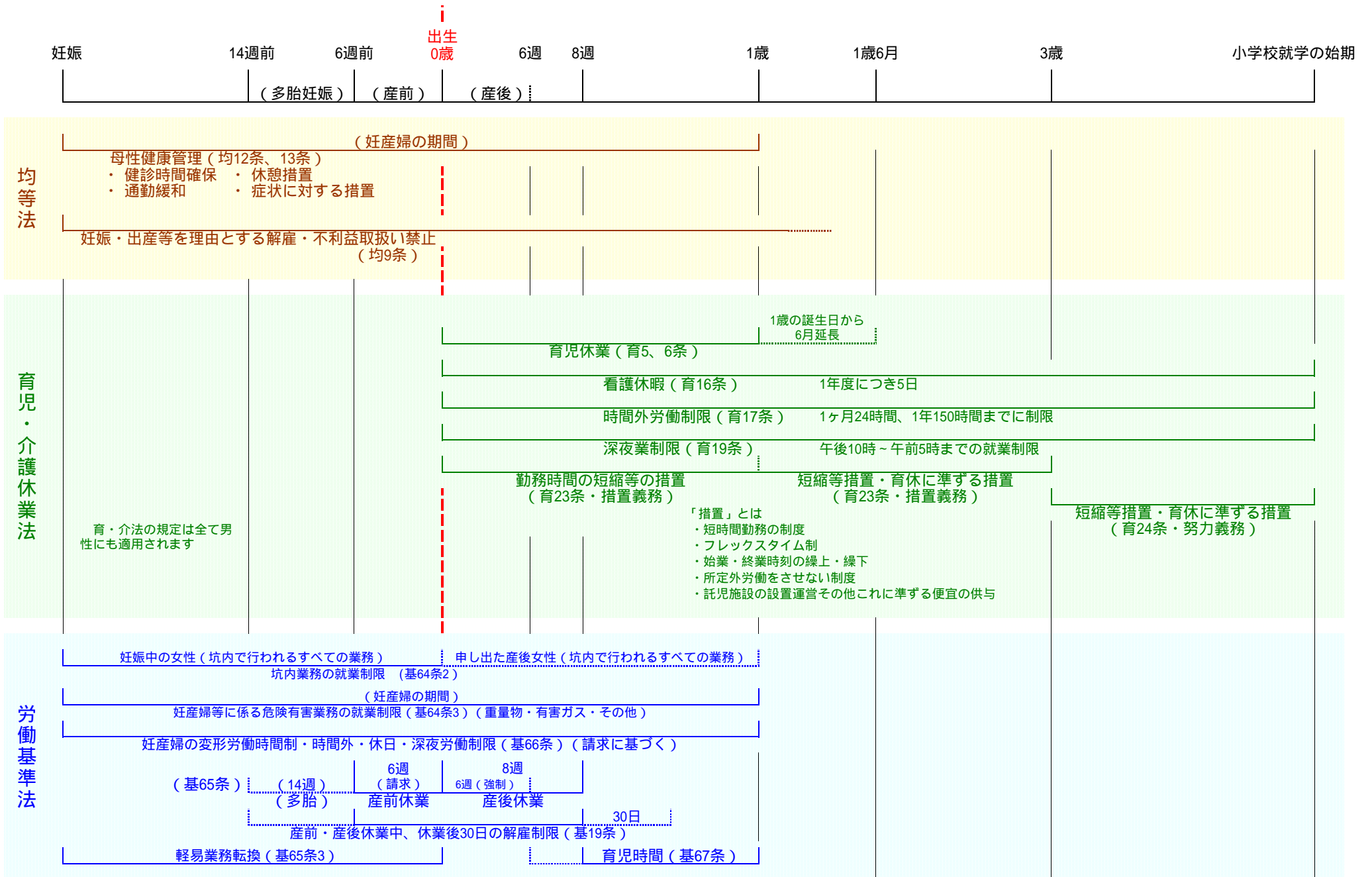


働く女性の妊娠・出産と育児に関する労働法 (平成19年4月1日以降)



妊娠 | 14週前 | 6週前 | 出生0歳 | 6週 | 8週 | 1歳 | 1歳6月 | 3歳 | 小学校就学の始期

均等法

(妊産婦の期間)

母性健康管理 (均12条、13条)

- ・ 健診時間確保
- ・ 通勤緩和
- ・ 休憩措置
- ・ 症状に対する措置

妊娠・出産等を理由とする解雇・不利益取扱い禁止 (均9条)

育児・介護休業法

育・介護の規定は全て男性にも適用されず

育児休業 (育5、6条) | 1歳の誕生日から6月延長

看護休暇 (育16条) | 1年度につき5日

時間外労働制限 (育17条) | 1ヶ月24時間、1年150時間までに制限

深夜業制限 (育19条) | 午後10時～午前5時までの就業制限

勤務時間の短縮等の措置 (育23条・措置義務) | 短縮等措置・育休に準ずる措置 (育23条・措置義務)

「措置」とは

- ・ 短時間勤務の制度
- ・ フレックスタイム制
- ・ 始業・終業時刻の繰上・繰下
- ・ 所定外労働をさせない制度
- ・ 託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

短縮等措置・育休に準ずる措置 (育24条・努力義務)

労働基準法

妊娠中の女性 (坑内で行われるすべての業務) | 申し出た産後女性 (坑内で行われるすべての業務)

坑内業務の就業制限 (基64条2)

(妊産婦の期間)

妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限 (基64条3) (重量物・有害ガス・その他)

妊産婦の変形労働時間制・時間外・休日・深夜労働制限 (基66条) (請求に基づく)

(基65条) | (14週) | 6週 (請求) | 8週 | 6週 (強制)

(多胎) | 産前休業 | 産後休業

産前・産後休業中、休業後30日の解雇制限 (基19条) | 30日

軽易業務転換 (基65条3) | 育児時間 (基67条)